### 家畜人工授精用精液及び家畜受精卵等の譲渡契約約款

### 第 1 条 (総則)

この約款(以下「本約款」という)は、たくまアニマルクリニック(以下「当社」といいます。)が生産あるいは販売目的あるいは和牛改良目的で譲り渡す家畜人工授精用精液及び家畜受精卵(以下「本和牛遺伝資源」という)の利用条件を定めるものです。当社から本和牛遺伝資源を譲り受ける皆さま(以下「利用者」という)には、本約款に従って本和牛遺伝資源を御利用いただきます。

# 第 2 条 (適用)

本約款は、利用者と当社との間の本和牛遺伝資源の利用に係る一切の関係に適用させていただきます。

# 第3条(禁止事項)

利用者は、本和牛遺伝資源を使用し、又は第三者へ譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはいけません。

- 1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
- 2. 本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出すための行為
- 3. 本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

# 第4条(第三者への譲渡)

利用者は、本和牛遺伝資源を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該する 第三者に義務づけなければいけません。

# 第5条(規約の変更)

当社は、必要と判断した場合には、ユーザーに通知することなく本規約を変更することができるものとします。

以上